

06/11/15 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 第10回議事録

第10回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

日時：平成18年11月15日(水)
15:30～17:30
場所：中央合同庁舎第5号館16階
専用第17会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 諮問及び審議
飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）
及び喫茶店営業の振興指針の改正について
 - (2) その他
- 3 閉 会

（事務局）
厚生労働省健康局生活衛生課組合振興係
担当：山田・佐野・雨宮
電話：03-5253-1111（2439）

○事務局（山田補佐）
それでは、定刻の時間の少し前でございますけれども、委員の先生方がおそろいになられたようでございますので始めさせていただきます。
それでは、ただいまから第10回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会を開催させていただきます。

さて、本日の分科会でございますが、委員総数23名のうち15名の委員の方が御出席されており、過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により本日の会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。
議事に先立ちまして、外口健康局長よりあいさつを申し上げます。

○外口健康局長
健康局長の外口でございます。生活衛生適正化分科会の開催に当たりましてごあいさつ申し上げます。

初めに委員の皆様方におかれましては、日ごろから生活衛生行政の円滑な推進に御理解と御協力をいただいているところでございます。改めてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、飲食店営業及び喫茶店営業に関する振興指針の改正についての御審議をお願いする予定でございます。この生活衛生営業の振興指針は、各都道府県的生活衛生同業組合が振興計画を策定するための基本となるものであり、委員の皆様方にぜひ熱心な御議論をお願いしたいと考えております。

生活衛生関係営業は、国民の日常生活に密着した営業として、国民生活の向上に重要な役割を果たしていただいております。また、同時に、小規模零細な事業所が多い業態でもありますので、社会と経済の大きな変化の中で、経営の革新を進めながら、そして時代の変化に即した役割を担っていくことも求められておるところであります。

厚生労働省といたしましても、この生活衛生関係営業の振興を重要な課題と位置づけまして、予算、融資、税制等の面から支援に力を入れていきたいと考えています。委員の皆様におかれましては、生活衛生営業の発展のために一層の御理解と御協力を御願い申し上げます。簡単ではございますが厚生科学審議会分科会の開催に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（山田補佐）
御出席の皆様には誠に申しわけございませんが、外口健康局長は所用のためここで退席させていただきます。御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、御出席の委員の方々と本日振興指針の意見聴取人として御出席いただいております方々を御紹介させていただきます。

まず、本分科会の会長でございます。正面に座っております井原先生でございます。そのお隣、伊勢悦子様。徳島県社会福祉協議会理事及び現副会長でございます。井上耐子様。全国地域婦人団体連絡協議会理事でございます。小川莉花様。サービス・ツーリズム産業労働組合連合会中央執行委員でございます。

○小川委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（山田補佐）
小宮山健彦様。社団法人全国生活衛生同業組合中央会専務理事でございます。

○小宮山委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（山田補佐）
高橋元彰様。社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事でございます。

○高橋委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（山田補佐）
田山輝明様。早稲田大学常任理事、現副総長でございます。
濱田康喜様。全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会会長でございます。
原恒子様。全日本美容業生活衛生同業組合連合会常務理事でございます。

○原委員
よろしくお願いいたします。

- 事務局（山田補佐）
福井雅輝様。国民生活金融公庫理事でございます。
- 福井委員
よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
松田鈴夫様。国際医療福祉大学教授でございます。
- 宮北昭夫様。全国中華料理生活衛生同業組合連合会副会長でございます。
- 安田雪様。東京大学大学院経済学研究科COE特任助教授でございます。
- 安田委員
よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
山根香織様。主婦連合会副会長でございます。
- 山根委員
よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
吉森弘子様。生活協同組合東京マイコープ理事長でございます。
- 吉森委員
吉森です。よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
以上でございます。
- 事務局（山田補佐）
続きまして本日配布させていただきました会議資料の確認をさせていただきます。資料等の欠落等ございましたら事務局にお申し出ください。
- 初めに委員名簿。続きまして意見聴取人名簿が添付されております。
- 次に本日の議事次第でございます。
- 資料1につきましては厚生労働省大臣より厚生科学審議会会長あての諮問書でございます。
- 資料2につきましては厚生科学審議会会長から当分科会会長あての付議書でございます。
- 資料3につきましては「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」から振興指針に係るところを抜き出したものでございます。
- 資料4につきましては、振興指針及び振興計画のあらましをまとめさせていただいたものでございます。
- 資料5につきましては、本日御審議いただく振興指針の見直しについての考え方を取りまとめさせていただいたものでございます。
- 資料6につきましては、本日の振興指針の概要でございます。
- 資料7は、振興指針（案）でございます。
- 資料8につきましては現行の振興指針でございます。
- 資料9につきましては、生活衛生関係営業の施設数の推移についてグラフ等で示させていただいております。
- 資料10につきましては、厚生労働省設置法について、厚生科学審議会についての部分を抜き出しております。
- 資料11につきましては、厚生科学審議会令を示させていただいております。
- 資料12につきましては、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の事務所掌についてをまとめております。
- 資料13につきましては、厚生科学審議会運営規定を示させていただいております。
- 資料14につきましては、平成19年度生活衛生課予算概算要求等の概要を添付させていただきます。
- まことに恐れ入ります。先ほど委員等の紹介につきまして本日御出席いただいております意見聴取人の方を御紹介するのを忘れておりました。ここで御紹介させていただきます。
- 小城哲郎様。全国飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事でございます。
- 小城飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
藤野雅彦様。全国料理業生活衛生同業組合連合会会長でございます。
- 藤野料理業生活衛生同業組合連合会会長
よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
富山恭行様。全国喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会理事でございます。
- 富山喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会理事
富山でございます。
- 事務局（山田補佐）
平井陽平様。財団法人全国生活衛生営業指導センター指導調査部長でございます。
- 平井指導調査部長
よろしく願います。
- 事務局（山田補佐）
以上が当分科会の資料でございます。
- 続きまして参考資料といたしまして、別冊でございますが本振興指針の中の項目について資料となるものを添付させていただいております。
- 以上で資料の確認を終わらせていただきます。欠落等ございましたら後ほどでも差し支えございませんので事務局の方にお申し出ください。
- それでは分科会長進行のほどよろしく願います。
- 井原分科会長
はい。それでは私の方で進行を務めさせていただきます。早速議事に入りたいと思います。本日の議題でございますが、厚生科学審議会の会長に対しまして厚生労働大臣から飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正についてという諮問が出されております。厚生科学審議会会長より当分科会に諮問の付議がなされておりますので、まず中垣生活衛生課長より諮問の説明をお願いしたいと思います。
- 中垣課長

3/9

ことを明記してはどうかと思います。

○井原分科会長

はい。そのこのところは何とか考えたいと思います。

○高橋委員

いいですか。事実としては既に東京に関して言えば飲ませない、それは既になんて徹底して周知されていると思いますので、文章を加えることはいいかもしれませんが、事実としては先行しております。

○井原分科会長

具体的にはどういう文になって周知されているのですか。

○高橋委員

だから飲ませない、こさせない、入れないということをポスターその他ですか、全部やっております。

○小宮山委員

店頭とかレジとか目立つところ、かなり前からやっています。

○安田委員

駐車券をいただけなかったりしますよね。飲酒をしたりすると。

○小宮山委員

あと代行にしてどうできるかというようなのも努力もして。

○事務局（山田補佐）

一部の店ではございますが、このようなポスター既に配布をして掲示しています。いろいろなところでいろいろな自主的な取り組みがやられておりまして、いろいろなポスター等を既に掲示させていただいています。新聞報道にも結構出ておりまして、各県の取り組みも各地で報道されているように聞いております。

○井原分科会長

あとはお気づきの点で何かございますか。

○藤野理業生活衛生同業組合連合会会長

よろしいですか。大手のお店でしたら、アルコールをふっと吹き込むとどのぐらいの気の中にアルコール分が含まれているかというようなのが駐車場に行く通路のところにあって、それに違反したらもうお預かりしているかぎを渡せない、代行業者が来るまで渡せないとか、いろいろなアイデアをもう既にやっているのです。ところが、そういう設備をするのには融資が受けられるのか。中小の飲食店では例えば東京都が半分持ってくれますよとか、そんなような具体的なそれを促進するようなことがあればもっとも進むと思いますね。

ですから、その場合はこの中の文書に、いわゆる飲酒運転を防止するために融資ほかいろいろなことを講ずる、というような文面をきちんと入れてくれれば、金融公庫さんの方は、それに対する設備投資であれば融資できると、こういうふうにつながってくるわけです。ですから、具体的にその辺まできちんとやっていただきたい。

○井原分科会長

それは衛生課の方ではどう受け取れるかと。

○梅澤補佐

今の御意見につきましては、検討させていただこうと思います。

○井原分科会長

ぜひやってくださいという業界からの話があと恐らくいろいろなことがあって、すぐさま結構でございますとはちょっと言えないところがあるのだらうと思いますが、その前の表現でもってちょっと勘弁していただきたいと思います。あとは。

○井上委員

飲酒の件以外でもいいですか。ページ3の「経営課題への対処に関する事項」のところですけれども、「ヘルシーメニューの提供や総カロリー表示等」とあるところへ、ヘルシーメニューの提供や総カロリーの表示とともに私は塩分量の表示があればと思っているのですが。

実は鳥取県の県庁食堂では、鳥取県で一番いいモデルだと聞いているのですけれども、塩分量もカロリーもメニューに全部表示してありまして、塩分摂取を制限している人などにとってはそれを見ながら昼食を選んでいるというのが実態でして、塩分量も入っていないと、例えばうどんを食べたいと思ったら、かきあげうどんの汁を吸わないでうどんだけ食べると何グラム、お汁も全部吸えば何グラムというような表示の仕方にしてあるのですけれども。そんなことです。

○井原分科会長

それどうですかね。

○事務局（山田補佐）

実際飲食の営業の立場からいかがでしょう。

○小城飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事

今、御指摘のお話でございますが、既に私も昨年この委員会でお認めいただきました標準営業約款制度を導入させていただきました。私も一般飲食とめん類の2業種でございまして。その中でもいわゆる食材の原産地表示も含めて食材の成分表示ということも推進しております。アレルギーも含めたカロリー表示はもちろんのこと、実際まだ塩分の表示までは正直なところ表示しているところは多分少ないと思いますけれども、いづれにしても将来的に向けてそういうことも順次進めていかなければいけないと考えています。

○藤野理業生活衛生同業組合連合会会長

ちょっと飲食に関係あるの。この塩分表示というのは実は一番難しいのですね。使った材料は仕入れた重量から残った重量を差し引けばどのくらい何グラム使えたというのがわかりますので、もうすぐにカロリー表示できるのです。ところが味つけにかかわってきますから、もうベテランの職人であればあるほど目分量でぱっとこうやるわけですね。あんぱいといいますが。ですからそれを後からどのぐらい塩分が入ったかなんていうこととはとてもじゃないけど。日々の営業の最中にそんなことはやっていられないというふうになってしまうのですね。

ですから、目標として掲げられるのはよろしいのでしょうかけれども、とてもじゃないですけど一般の飲食店にそれができるかと言われたらまず不可能ですと答えざるを得ない、こういうことです。

○井上委員

- うどん一杯分のそれぞれでなくても、そのあんばいのところだけでもいかがですか。
- 事務局（山田補佐）
その点につきまして、振興指針（案）の方で5ページでございますけれども、すべての飲食店で先ほど申しましたように塩分の表示等難しゅうはございますけれども、上から4行目のところに「食事バランスガイドの活用、総カロリー表示や塩分量表示等様々な知識の提供にも努める」というところで表記をさせていただいております、そのあたりを御検討いただければと思っております。
- 井原分科会長
どうですか。
- 井上委員
書いてあるのですから、努めていただくように努力してもらおうことですね。
- 井原分科会長
徹底するということは非常に難しいような気がします。
- 井上委員
努力していただいているのがその結果、県庁が鳥取県の一番モデルなのだそうでもらってきましたけれども、それが食堂に大きく表示してあります。
- 井原分科会長
はい。そのほかに何かございますでしょうか。
- 伊勢委員
高齢者の、7ページなのですが、少子高齢化の対応で、バリアフリー対策について、親切に書いていただいています。だけど、今地方に行けば大型店が郊外に進出して、高齢者がものを買ったりするということが今できにくくなっております。個人営業の店はほとんど今閉めております。それでマイカーで行かなければ買い物ができないという事情があります。高齢者がどういうふうな生活をしているかといったら、コンビニで買ってきたりとかそれがデイサービスを利用しております。
- 井原分科会長
地域ほとんどが高齢者の地域も今たくさんできております。そうした人たちが生活しやすく、そして自分で何かをつくらせて食べようという元気に希望を持った生活も、健康のためには大事じゃないのかな、と考えます。
- 井原分科会長
はい。おっしゃるとおりだろうと思うのですが、皆さんにお聞きいただければそれで結構ですか。
- 井上委員
それに関してですけれども、鳥取県です。コンビニ業者に要望いたしまして高齢者が買いやすい商店にさせていただきました。棚を低くして車が通りやすくして、食材も地産地消でお魚があるとか野菜もあるということも協力いただいて、ちょっとコンビニに行けば中山間地のコンビニはそういうものも置いていただくというようなことで、大変好評な取り組みもありますので、ちょっと。
- 井原分科会長
わかりました。
- 事務局（山田補佐）
追加の説明でございますけれども、本振興指針の7ページに「少子高齢化社会等への対応」のところで、そのあたりは記載させていただいているということで御理解していただければと思います。
- 井原分科会長
あとはいかがでしょうか。
- 井上委員
何回も申しわけありません。食品廃棄物の発生抑制のためのところですが、もう既に残すことがわかっていながら大盛りが出てくるというのはもったいない話で、小盛りにしてくださいと言えるようなことができたかなと思います。
- 井原分科会長
御飯少しにしてくださいというそれでいいのでしょうか。私しょっちゅうやっていますよ。
- 安田委員
多分恐らく今おっしゃられたのは、7ページの「少子高齢化社会への対応」で、「食べやすい食材」とありますけれども、その後「少量メニューの開発」とか具体的に入れていると、やはり少量というのはお店の方には非常に出しにくいのですけれども、私のような女性やお年寄りの方にはすごくありがたいのです。無駄をしないというために。ですから、できればちょっと少量メニュー、スモールポーションのメニューの開発ということを入れていただけたらと思います。以上です。
- 井原分科会長
これは入りますね。
- 井上委員
それからリサイクル対策のところですが、割りばしをなるべく使わない、廃棄してしまいうような割りばしは使わないで、環境に配慮したお店には竹ばしとか、ステンレスばしは韓国ほどにはないですけど、洗ってあるいは煮沸して使えるようなはしの利用ができたら私は思っています。あるいは一方国民としてはマイばし運動を進めるみたいなことが大きなことかと思っています。廃止というのは難しいのかもわかりませんけれども。
- 高橋委員
割りばしの廃止は本当に環境にいいのですか。むしろ間伐材を処理することによってかえって地域の林業を盛んにするとかね、ということにならないのですか。そういう運動をやっているところがありますよ。現に東京都であります、多摩でやっていますよ。下草を刈らないから木が育たない。したがって間伐は木の成育に有効である。そして地域のお年寄りに職業に従事するという運動ともなるのですから割りばしの製造は有意義なものもあり、一概にそれを禁止と言っているのかなという気持ちを持っております。
- 藤野料理業生活衛生同業組合連合会会長
高級なはしである杉ばしについては、完全にこれは間伐材を利用してもう非常にいうならば再利用なのです。ところが杉ばしを使う飲食店がどんどん減っているものですから、それによって間伐が進まなくなると杉林が悪くなっていく。非常に悪い循環の例も

ありますから、その辺のところは一概には言えないですね。

それから外国から入ってくる割りばしが物すごく安いのです。これが元凶なのです。ですからむしろ割りばしは輸入ストップ、そんなようなことをしていただいた方がよほど日本のリサイクルには効果があります。

○井上委員
割りばしの外国輸入材の廃止には賛成ですけど。

○富山喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会理事

よろしいですか。割りばしの件なのですが、使用する方としましては、実はうちは洋食をやっていますが、ナイフ、フォーク、これは洗うというところからまず中性洗剤、水を汚れ、そういうものを洗う方がコスト的それからあと衛生的にも非常に便利だと、コスト的にも環境的にも食洗機を使わなければならぬ。洗剤自体が安い。実際には相当水に対する負荷がかかるといえる。中性洗剤、それ以外の粉石けん、昔の石けんみだわゆる我々業務用というものはほとんど中性洗剤、それ以外は粉石けん、昔の石けんみだいなものというのとはほとんど使わないという状況の中で、どっちがいいのだろう。ただ、食材と一緒に捨ててしまうという非常に問題になりますけれども、割りばしは割りばしだけで分別して使うことになると思います。

○井上委員

鳥取県では全部リサイクルしています。割りばしは。パルプ工場があるものですから、郵便局さんを通じて持ち込みます。

○井原分科会長

はい。なかなかそこは意見の分かれるところであります。輸入禁止というのも。

○高橋委員

一概に決めつけられませんか表現は難しいですね。

○井原分科会長

そのほかに何かございませんか。

○伊勢委員

よろしいですか。8ページの「食育への対応」ということで、食事マナーというので非常に今マナーが悪いように思われます。それで何とかマナーを徹底したいなど。立食の食事会に行っても本当にたくさん食べ物をお皿に盛って持ってきてたくさん残したり、食べ残すものに関して感謝の気持ちがないのです。「もったいない」という言葉はぼつぼつ使われておりますけれども、本当にどういうふうに教育をしていったらいいのかと思います。

○井原分科会長

何か具体的な提案がございますか。

○伊勢委員

それがないかなかなか浮かんでこないの、皆さんに何かまた知恵がありましたらいただけたらと思います。子供の方で「早寝早起朝ごはん」という用語をつくっております。今食の方で、食べるものによっていろいろ頭の働きも違って来るみたいで、その中でさっき言ったような感謝を入れていきたいと思うのです。

○吉森委員

別の質問なのですが、内容を読ませていただくとそれぞれの業者とかそれぞれの業界で自立していくというか独自性を出していくというふうな方向で時代に合わせて変わっていくというふうな方向で書かれているというふうに思います。

そういうふうにしていくと、その結果ということでは指針自体が最後にスリム化してメリ張りのあるものにしていかねばならないということでは終わっているのですけれども、そうなりますとガイドラインというか指針といいますが、そういうものが持つ意味、それはどんな小さな子供でもわかるような意味といえますか。指導か。指導の形の形に回っていくということですから。そのような時代の流れが変化の中で、現在の指針というのはどのように役立てられているのでしょうか。初めてですので聞きたいのですけれども。

○事務局（山田補佐）

この指針につきましては、厚生労働大臣が告示という形で出させていただきます。その出させていたいただいたものを各都道府県の組合がみずからの振興計画を策定いたしました。で、厚生労働省の出先機関、地方厚生局でございますが、に提出してそこで認可をいただく。その認可を受けて事業で行うに当たっては国民金融公庫からの低利の融資を受けられる。国としての支援は、予算的にも限りがございます。融資の面からの支援すると位置づけていくところでございます。

○藤野料理業生活衛生同業組合連合会会長

それでさっきの、ここに書かれると融資の対象になるので入れてくださいというお話をさっきしたのです。

○井原分科会長

はい。そのほかに何かございますでしょうか。あとはよろしゅうございますか。

○井上委員

ページ8、新規項目の追加ということで防災のことですけれども、地域防災に協力するというようなことは書いてあるようすですけれども、食堂でたくさんのお客さんがいたときに地震が起こった、あるいは火災が発生したというようなときの誘導だとかそういうものをちゃんと持っているといけないのではないかなと思うので、地域防災に協力するだけでなくに個々の店がそんなものをちゃんと持って、だれがその店にいても同じように誘導できるみたいなことがほしい気がします。

○井原分科会長

どうも具体的に書くか話だろうと思うのです。だからここに書いてあることでそういうことをおそらく事務局の方では含んだという形で書いたというつもりではないかと思うのですけど。

○事務局（山田補佐）

そうですね。まさに零細企業お一人お二人で営業をやっているいらっしゃる方が多いと思います。そういう方々が地震等あった場合、誘導をまですることができるかという点はあるかと思えます。食堂等を営んでいらっしゃる方は、調理をする技術もございします。もし、そこで被災されたとしても炊き出し等に協力するとかいった、地域への支援協力というものを含めて書かせていただいております。御質問のような地震のあったときに食堂にいた

方はどうするかということとは少し個別にはこの中ではちょっと盛り込むのが難しいかなというふうに思います。

○井上委員
でも入ってきたから出口はわかるでしょけれども、やっとなったときには出口もわかない、「向こうが出口です」とか何かそんな人でも二人で言ってもあれば地域防災に協力するだけではない、個々のたとえ一人でも知っただけの誘導でも、何かそういうものを日ごろ持っていて安心したい気もします。知っただけの店と自分でもわかっていきますけれども、たまに田舎からこんなところに来て食堂に入っていて、どこかいってきかなくて、たまたまのところにあって、口で「あそこから出てくさい」とか「こうしてください」とか。地域防災とはまた違うと思いますけれども。

○高橋委員
通常の災害その他につきましては、消防法に基づいてちゃんと避難誘導しなければならぬ義務が課せられておりますから、そこで対応しておりますから、人数は何名か定まらずに記憶しておりましたが、大概の店はその計画書も提出して誘導の訓練もしていますから、まさに地域は現在、災害にどう対応するかということでも事業を始めていますから、特段の記述は必要ないと思いますけどね。

○井上委員
ちゃんとあるのですね。それを承知していませんから。

○井原分科会長
あとはよろしゅうございますか。はいどうぞ。

○山根委員
済みません。例えばバリアフリー対策のために施設をちょっと新しくするとか、あとメニューを新しく一新するとか、そういう何か新しいことを始めるときに必ず利用者の意見とか地域の人の意見とかをどんどん聞いて、それ合うようにうまくやっています。読み取れるようになっていくというわけですけども、自分たちの判断ではないものという意見もいろいろ聞ける機会を設けたりやり方がいろいろあると思うのですけれども。そういうこともいろいろ含まれて。

○事務局（山田補佐）
そうですね。営業者みずから行うというのはなかなか難しいと思いますし、そういうノウハウを持った工務店とか地域の行政とかが一緒に行う。それに業種は違いますが、すけれども、旅館業の方とか、いろいろそういうノウハウを持つ。方々と一緒になってやっていく、そういうために組合等がございまして、中央会もございまして、全国指導センターというものもございまして、皆で協力してやっていくというふうに御理解いただければと思います。

○山根委員
例えば定休日を定めるのも、その土地土地でいろいろ利用者の意見もあると思うのですよね。そういうのもいろいろ聞きながらやればもう少し違う展開があったりとかそういうこともあると思うので。

○事務局（山田補佐）
貴重な御意見として伺いたいと思います。

○井原分科会長
はい。それではよろしゅうございますでしょうか。

○井上委員
さっきそこで飲酒の方のポスターを示して下さって。

○事務局（山田補佐）
一例でございすけれども、こういうふうなものです。

○井上委員
禁煙の方の未成年。禁煙はないのかなと思うのですけれども。そんなことも。ポスターぐらいで済むことなら。

○小城飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
ポスターも含めた分煙対策というのは業界数年前からやっております。一部地域でポスターを作成したりしている事例もございます。

○井上委員
青少年のです。私の言うのは。青少年の喫煙。

○小城飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
青少年の禁酒というのはあるのですけれども。

○井上委員
喫煙もあればなど。同じポスターができるなら。国を挙げて青少年の健全育成国民会議では掲げているので、同じ国として出すのならそんなものもほしいかな。そっちに書いてあるからいいのか。

○井原分科会長
はい。よろしゅうございますでしょうか。非常に貴重な意見をいろいろいただきました。この中でどこがうまく組み込めるかということを検討したいと思うのですが、一つは飲酒運転これをうまく組み込むこと、それから少量メニューという御提案がございましたけれども、これは入れられるという感じを持っております。それからもったいないという話があるのですが、これは食事意識という意味ですね。マナーでなくて意識の話です。そういう話があったと思いますが、それをうまくこの中に組み込めるかどうかをこちらで検討させていただきたいと思っております。その結果に関しましては、その他の部分も含めまして私に一任していただいてもよろしゅうございますでしょうか。

○井上委員
それでそのようにさせていただきたいと思っております。これで審議が終わるわけですが、今後は事務局より今後の手続きを説明していただきますと思います。

○中垣課長
どうも活発な御審議ありがとうございました。ただいま分科会長の方からお話がございましたように、原案の手直しにつきまして分科会長に一任ということでございましたので、私も分科会長に協力させていただきまして、一部の修正をしたいというふうに思います。ただいま御審議いただきましたけれども、指針案につきましては後ほど修

正 版を各先生方にもお送りさせていただきたいと思います。

今後の手続きといたしましては、パブリックコメントに付した後私どもとして軽微なものは分科会長と相談させていただいた後に答申という形にさせていただきまして、その後これは大臣の告示という形になりますので、そういった形での官報に掲載させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井原分科会長

はい。そのほかの連絡事項は何かございますか。

○中垣課長

特にございません。

○井原分科会長

それではこれですべての審議を終わらせていただきます。本日は厚生科学審議会生活衛生適正化分科会を終了させていただきます。どうも本日はありがとうございました。
(終了)